

# 「特別の教科 道徳」実施にむけた本学教職課程 「道徳の指導法」における試み —多角的、主体的に考える力を育てるために

An Educational Practice Report on the Newly Introduced “Moral Education” Class  
in the Teacher Training Course of Sugino Fashion College

柄越 祥子

TSUKAKOSHI, Sachiko

## 1) はじめに

2015年3月に一部改正が告示された学習指導要領で、これまでの特設道徳は、「特別の教科 道徳」として、教科の扱いとなった。道徳の教科化のきっかけは2011年に起きたいじめ自殺事件といわれている<sup>1</sup>。2013年の教育再生実行会議の第一次提言では、「国の未来を担う子どもたちの中で陰湿ないじめが相次ぎ、世界に伍していくべき学力の低下などが危惧される中、教育の再生は我が国の最重要課題」であるとして、「いじめの問題等への対応について」と題する、いじめについての取りまとめが行われた<sup>2</sup>。そして、その中で、現在いじめ問題は深刻であり本質的な解決を必要としているにも拘わらず、学校での現在の道徳教育は十分な効果を上げていないため、「道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化」すると明言した<sup>3</sup>。

また、この提言を踏まえて文部科学省に設置された道徳教育の充実に関する懇談会の報告でも、道徳教育の重要性について「特に、昨今大きな社会問題となっているいじめの防止の観点から<sup>4</sup>」としていじめ問題が言及されており、道徳の教科化を推進する上で、いくつかの理由や目的が挙げられているにせよ、いじめ問題の解決を最重要課題と位置づけることができる。

では、いじめをなくすという目的のために、道徳の授業で何ができるのであろうか。学習指導要領には道徳教育は「人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う事を目標とすること<sup>5</sup>」とあるが、この目標も、いじめ問題の解決

とも関わるものであろう。本稿では、最重要課題とされた「いじめ」の問題を強く意識し続けることで、道徳の教科化の意味や、授業をどのように組み立てていくのかを、それを担う教員の養成という立場から考えていく。

本稿は、2017年度「道徳の指導法」での実践を中心に示しながら、道徳の指導法における中心的課題を検討して行こうとするものである。将来授業担当者となる可能性を持つ学生に、道徳の授業を担当する上で、どのような視点を持ってもらえばいいのか、そしてその為に「道徳の指導法」の授業の課題はなんであるのか、実践報告をしながら検討して行きたい。なお、本稿で示す学生のコメンは、授業の最後に短時間で書かれたもので、実際には誤字脱字などもあったが、文意を損ねない範囲で、表記ミスなどは訂正した。

## 2) 杉野服飾大学における2017年度「道徳の指導法」での取り組み

### 2-1 2017年度授業概要

本学「道徳の指導法」は、第二学年に設置されており、2017年度当初の履修学生は本大学学部第二学年に在籍している19名であった。彼らが一年生の秋学期には「教師論」、二年生の春学期には「教育原理」の授業を「道徳の指導法」と同じ授業者が担当・共担しており、この授業に至るまでに、履修者全員と授業者の間で、教員や教育についての前提的な理解がある程度共有されてきている。

この授業は、半期15回からなり、シラバスに示した

半期の流れを大まかにまとめると、まず序盤で「特別の教科 道徳」が設置されることになった経緯や、道徳教育の歴史などを伝え、道徳教育の教育課程上及び歴史上の位置づけを理解してもらうようにした。中盤では、そもそも道徳とは何であるのか、教科となった道徳で何を教えればいいのか、学習指導要領や具体的な授業実践の事例などを通して考えていってもらった。終盤は、そうした道徳教育の在り方を踏まえた上で、各学生に実際に指導案を作成してもらい、その一部について模擬授業を行ってもらった。本稿は、道徳の教科化の意味や、教科となった道徳をどのように活用していじめなどの諸問題を解決していく力を育てるか、というところに重点を置いているため、半期の授業の序盤となる教科化に関する考察や、中盤の道徳の授業の内容に関する実践を中心に取り上げる。

それぞれの授業は、上記のテーマに基づく授業者による講義や問いかけを基に、学生がグループディスカッションを行い、グループでの意見を出しあい、それを全体で検討したうえで、最後に各自がその時間の感想や全体ディスカッションを踏まえた自身の意見、及び質問を質問紙に記述・提出して終わる。次の授業の始めに、授業者は、その質問紙にあることを補足したり更に問いかけたりしながら次の話題に進んで行くというような方法で行った。ディスカッションを行うグループは、たまたまその時に座っていた席の周囲の学生と行う場合と、前回の授業もしくは授業の前半の問いかけで似たような意見の者でグループを作ってもらうなどして行う場合があった。また本学の教職課程は中学校・高等学校の教員免許取得者を対象としているため、この「道徳の指導法」では基本的に中学生を対象とした道徳教育を念頭に置きながら授業を行った。

## 2-2 学生の道徳教育経験と「道徳教育」の必要性についての認識

本年度の履修学生は、学年は同じであるが年齢や初等中等教育を受けた国・地域、また公・私立など、学校経験は必ずしも一様ではないようであった。しかし、特設道徳の授業を初等・中等教育の少なくともどちらかで経験している学生が多数であった。そこで、まずは学生にその経験について思い出してもらう時間を設け、更に互いに話し合いをしながら、自分の経験の振り返りをしてもらった。

この日の質問紙には、以下のような意見が複数寄せられた<sup>6</sup>。

- ・道徳の授業自体で思い出せることは少なかった。
- ・教科書に沿って何かやった。NHKの番組を見た。

・中学校は夏休み前や春休み前にやるだけだった。

これは、2015年12月26日、道徳教育の充実に関する懇談会の「今後の道徳教育の改善・について(報告)<sup>7</sup>」の中で「道徳教育の現状」として指摘されている、「道徳教育の目指す理念が関係者に共有されていない」「教員の指導力が十分でなく、道徳の時間に何を学んだかが印象に残るものになっていない」「他教科に比べて軽んじられ、道徳の時間が、実際には他の教科に振り替えられていることもあるのではないかと通じるものがある。

教員の指導力の問題であるかどうかは別として、あまり記憶にないという複数の意見は道徳教育の現状を示しているのであろう。しかし、一方で、地域の問題に根差した平和教育や同和教育などが行われていた事例も挙げられ、この話し合いを通じて、現在の道徳教育の多様な一面も学生に理解された。

こうした現在の道徳教育の実情を踏まえて、道徳が教科化されることになった経緯を伝え、「教科」になる、ということについて、その賛否もしくはメリット・デメリットなどを学生に考えてもらった。

まず、教科の一般的な条件として、①教科書があること、②教科の教員免許があること、③子どもに対してその習得についての評価があることが挙げられるということ<sup>8</sup>を指摘していくと、その回のまとめのコメントとして、学生の多くは、成績をつけるという事に対する疑問や不安を挙げていた。その背景には、おそらく彼らが受けてきた道徳の授業の中でも繰り返し言われたであろう「正解はあるわけではない」という言葉があり、「答えがない教科を教科と呼べるか、又、成績をつけていいものなのか<sup>9</sup>」という疑問が挙がったり、成績をつけることによって教師の考えを押し付けることになるのではないかと、と言った事を危惧する声も挙がっていた。更に、「犯罪者やそうでない人でも『盗んではいけない』『相手を傷つけてはいけない』とわかっていながらそうしてしまうので、道徳を教科にして、小中学生に植え付けても変わらないのではないかと感じた。また、もし、道徳でいじめについてとりあげても、いじめが減ることは少ないだろうし、逆にいじめがひどくなってしまふこともあるのかもしれないと思った<sup>10</sup>」というように、道徳教育の在り方そのものに疑問を投げかけるコメントもあった。

一方で、何かを考える時間を週に一時間確保することについては、肯定的な意見も複数あり、「そもそも道徳とは何か、何が善い事かを分かっていないと言っているながらそれを教えることはリスクや悪い事の方が大きいのではないのだろうか。教科にする、しないではなく、その前の段階の人の道を考えるとは何

かを考えるべきだと思う<sup>11</sup>』というような、「教科」という形態である必要があるのかは別として、正解のないことをじっくり考える事が必要ではないかという意見が複数出ていた。

該当学年は、彼らが4年生で教育実習に行くと考えられる2019年度には、その前年の小学校に続いて中学校でも「特別の教科 道徳」へと移行・転換することとなっており、最短で教壇に立つ2020年度を待たずして教科化された道徳の授業と向き合う可能性がある学年である。半期の「道徳の指導法」の導入の部分では、学生たちに、自分たちの問題として、教科化という現実を踏まえた上で、なぜいま道徳を教科化するのかを考え、そして、教科化してまで実現しようとする目標を達成するためにはどのような道徳の授業が必要なのかということについて考えていく必要を共有した。

### 2-3 徳目への向き合い方

講義回数も中盤に入り、本講義では、村井実『道徳は教えられるか』を参考文献とし、アリストテレスによる道徳実践の三段論法<sup>12</sup>、三段論法の三重構造について、ジョン・スチュワート・ミルが『論理学体系』で試みたとされる道徳の機能について紹介した<sup>13</sup>。特に、道徳の機能として、裁判官的機能と立法家的機能という二種類の機能があり、ミルはこの二つの組み合わせによって道徳の全構造を説明しようとしていた。

#### 資料1

##### 〔立法家的機能〕

- 〈大前提〉 道徳的大原則
- 〈小前提〉 経験的世界の分析的認識（人生の諸条件、原因結果等の組み合わせの論究）
- 〈結論〉 実践的規則（徳目）

##### 〔裁判官的機能〕

- 〈大前提〉 実践的規則（徳目）
- 〈小前提〉 個別の事情の分析
- 〈結論〉 個別の行動の判定

（村井実『道徳は教えられるか』国土社  
4～75頁より）

裁判官的機能とは、「裁判官がいわゆる実定法（大前提）を個別の事例（小前提）にあてはめて判決を下す<sup>14</sup>」のに似ており、村井によれば、この機能はとりわけ低学年の児童を指導する上では、時に極めて有効であると考えられている<sup>15</sup>。現実の学校では、校則を

守ることそのものを有益な価値として指導することもあり、そうした場面で発揮される機能である。

一方、立法家的機能が喚起される場合というのは、裁判官的機能を果たすための基礎となる実践規則、つまり単純な徳目に対立・矛盾するような場合において、其の徳目そのものの意味について再考する必要性が生じた時である。実際の私たちの社会生活において、一見正しそうに見える複数の徳目が相矛盾して選択を迫られる場面も珍しくない。更に、生徒の人生の時間的な経過を考えると、徳目そのものが、社会の変化に伴って変化が求められる場合も考えられる。必ずしも普遍性を持つとは考えられない徳目そのものに対する疑問を持ち、考察する姿勢は、道徳の重要な機能と考えられる。

また、「特別の教科 道徳」の学習指導要領の「第1 目標」の中で「道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる<sup>16</sup>」（下線は引用者による）ともあり、立法家的な機能の重要性は「特別の教科 道徳」とも通じるものと言えるであろう。

このような道徳の機能を踏まえた上で、立法家的に道徳に向き合うということを体験してもらう意味で、講義の中で「あいさつ」についてというテーマで検討・考察してもらう機会を設けた。

#### 資料2

##### ● 「神戸新聞」2016年11月4日夕刊

住んでるマンションの管理組合理事をやっているんですが、先日の住民総会で、小学生の親御さんから提案されました。「知らない人にあいさつされたら逃げるように教えているので、マンション内ではあいさつをしないように決めてください」。子どもにはどの人がマンションの人かどうか判断できない。教育上困ります、とも。すると、年配の方から「あいさつをしてもあいさつが返ってこないのが気分が悪かった。お互いにやめましょう」と、意見が一致してしまいました。その告知を出すのですが、世の中変わったな、と理解に苦しんでいます。

（神戸・西、自営、男、56）

「あいさつをする」は、比較的共有しやすい徳目である。しかし、あえて、この徳目を公然と否定した事

例を提示した。このケースにおいて、「あいさつをする」という徳目、つまり実践規則は対立・矛盾した状況に陥っている。そこで「立法家的機能」を遂行して、この徳目（実践規則）を検討してもらった。

「あいさつをする」もしくは「しない」という結論の小前提はどのようなものがあるのか、この資料のような事態が起こる背景について意見を挙げてもらったところ、資料の中の「知らない人にあいさつをされたら逃げるように教え」なくてはならない状況、つまり治安の悪さの問題が挙がった。一方で、「コミュニケーションをとらないから犯罪につながるのではないか<sup>17</sup>」のように、背景にある問題への解決策があいさつをやめる事であるのかという疑問も出た。このような道徳的価値の捉え返しが「立法家的機能」であり、この機能は、複雑な現実社会の中で道徳的判断をしていく上では重要な視点である。そしてこのような捉え返しの思考を経た上で、この場合はあいさつをしないというルールも仕方がない、と思うか、それでもあいさつは重要だと考えるか、その結論そのものは個々の価値観としてどちらも持ちうる可能性がある。しかし、この回の最終的な質問紙でも、「あいさつをする」「あいさつはいいこと」のような単純で分かりやすく、繰り返し刷り込まれた価値観を「捉え返し」することそのものが、簡単ではないことがわかるコメントも複数あった。「人には親切にせよ」「親は敬え」など一見当たり前のように言われている徳目であっても、それぞれの事情や状況によって多様な選択肢がある。現実の社会においては、そのような事柄の選択を確信を持って行えることはむしろ少なく、行動の決定には葛藤が伴うことが多い。「そうした自分と向き合う努力、それが道徳的実践<sup>18</sup>」であり、道徳の授業をする上でも、自他の葛藤を見落とさないことが必要となってくる。今回のような、生徒が自分の身に引きつけて考えやすく、比較的自分の意見を持ちやすい検討事例は、実際の生徒からも様々な発言が出るであろうことが予想されるため、「授業時間内でまとめられるか」、「少数意見を上手く拾えるか」、「自分の意見が押し付けにならないか」、などの不安も挙げられた<sup>19</sup>。

#### 2-4 「アナザーストーリー」を考える

徳目の捉え直しは、「社会的規範の内的再構成<sup>20</sup>」ということもできる。「本来、学びというのはその中に批判的思考を有するもの<sup>21</sup>」であり、それぞれが内的な再構築を行う上で、徳目や規範を鵜呑みにするのではなく、批判的な思考が必要とされている。

批判的に思考していく道徳の授業のイメージを持ってもらうため、学校という組織を思考の糸口とし、学

校での教育は誰の為になされているのか、という問いを設定した。学校において、「誰かひとりのため」の利害と「みんなのため」の利害がぶつかる事はないだろうか。そんな時学校ではどちらを優先するであろうか。学校という制度は、全体の為の教育を優先する傾向があり、「ひとりひとりの子どものため」の教育と「みんなのため」の教育がずれやひずみを生じやすい傾向がないだろうか<sup>22</sup>、と、投げかけてみた。

ちょうど、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法）」に基づいて、特別支援学校での経験をしてきたばかりの学生も数名いた。彼らはそこで生徒一人一人に合わせたカリキュラムを経験し、自身が受けてきた初等・中等教育は画一的であったことを実感したという意見が上がった。このような実体験が語られたことで、学校制度からずれるというニュアンスが具体化され、「ずれとかひずみが起きなかったから今までの学校生活が『楽しかった』で終わっていますが、みんながみんなそうではないのだと気付いて、そして、その少数の人々だけが悪いわけではないという考え方を知ることができてとてもよかった<sup>23</sup>」とのコメントも出された。「みんながみんなそうではない」、「その少数の人々」と言う言葉が示すように、いわゆるマイノリティの視点が示されており、このようなコメントは、いじめ問題に向き合う上で、また「特別の教科 道徳」の物事を広い視野から多面的・多角的に考えるという目標に向けても非常に重要な指摘であると考えている。

この回の授業では、学校生活の中で集団から「ズレ」てしまうことがあるということ、その「ズレ」の存在や本質的な意味を理解できずに、それがいじめのきっかけになる可能性のあることを共有した上で、「ズレ」にどのように目を向けていったら良いのかを考えた。

学習指導要領の中で使われている個々の徳目について、その徳目は一般化できるものか、という問いかけを行って、内容に目を通していった。それぞれの徳目について、一般化できない事例を想像し、気付いた点を次々に挙げてもらうことで、学生たちの間で「ズレ」のイメージを共有してもらった。「道徳というあいまいなものを授業化するには、内容を具体的にしなくてはならないと思うが、具体的部分が多すぎて、目標の多面的・多角的と矛盾していないのだろうか」といった疑問や、「家庭愛のところや健康のところなど、事情があってそうは思えない人もいるから押しつけられるのはどうなのだろう。一つの『望ましい像』を押し付けられている感じがする」など、通常見落としがちな少数者を意識したコメントが出され、多面的、多角

的という言葉が学生の中で実態を帯びてきているようなコメントも増えた<sup>24</sup>。

また、更に、見方を広げてもらう目的で、渡辺雅之『いじめ・レイシズムを乗り越える「道徳」教育』の中で扱われている視点を提示した。この本の中では、通常教材から読み取ることのできる話以外に、別の視点から見出すことのできる物語を「アナザーストーリー」と呼んで、その事例を提示している。授業では、この本で扱われている「世界中が涙したタイの感動CM」を素材として<sup>25</sup>、「別の視点」について考えてもらった。

### 資料3

#### ● 「世界中が涙したタイの感動CM」

舞台はタイの小さな商店街。病気の母親の為に少年が薬局で盗みを働く。怒る店主に対し、事情を察した食堂の店主が代わりに代金を払い、更に店のスープを与えて少年を解放する。

その30年後も、気のいい食堂の店主は、ホームレスに食品を分けるなど困っている人を助けながら商売をしていたが、突然病に倒れ、入院することとなった。高額な治療費の為に店主の娘は店を売ることを決意する。或る日、父のベッドの傍らで、看病に疲れた娘がうたた寝から目覚めると、ベッドの上に手紙が置いてあった。

「治療費は、既に支払い済。あの時の痛み止めと野菜スープ一袋によって。」

かつての少年が、父の担当医となっていたことを娘は知る。

「手渡すということが最高のコミュニケーション」というテロップが最後に流れる。

(渡辺雅之『いじめ・レイシズムを乗り越える「道徳」教育』より抜粋・要約)

このCMの動画を視聴した後で、学生にはその第一印象としての感想と、更に、この感動物語の裏に、どんな「ズレ」を見出すことができるのか、「アナザーストーリー」を考えてもらった。登場人物たちが織り成す感動物語に、多くの学生が捕われてしまいがちであるが、この感動物語を生み出した社会背景についての発問を重ねていくと、個人的な人間関係や一人一人の人生だけに収斂しない、大きな社会がその背景にあり、またその社会の仕組みや制度の中で人は生きていっていることに気付いたように思える、以下のようなコメントが寄せられた<sup>26</sup>。

- ・いつもだったら感動した、良い事って必ず返ってくるんだな、など良い事ばかりをとってしまうCMも、見方を変えれば社会の貧困、不十分な保険制度、そのようなことにかかってくるんだなと考えさせられました。
- ・一生懸命働いている人がお金を貯められない現状がとても恐ろしいと思いました。ただの美談ではなく少し考えると疑問がたくさん出ると分かったので今後もそういう風に見たら面白いと思いました。
- ・「客観的に当然＝正しいこと」という考えに当てはまらないものがあると簡単にとらえていたけど、実際にCMの話を取り上げて考えてみると、一つの考えに捉われがちだったと感じました。生徒にいかにかような見方があるということに気付かせるかは授業者にかかって来るなと思いました。
- ・意識していなかったけど、社会問題とみんなのくらしがよく関係していると思いました。

教材として扱ったこのCMでは、「情けは人のためならず」ともいえる教訓めいた美談をすぐに読み取ることができる。実際に学生たちの多くが、「多分授業でなければ大号泣でした<sup>27</sup>」と、まずは素直にこの感動の筋書きを受け入れていた。しかし、このCMで展開されるストーリーは、善意の人々による善意の行動が、いわば、偶然に重なって成り立った美談であり、根本的な問題解決にはなっていない。この話の背景にある根本的・本質的な問題とは何なのか、またそれはなぜ起こったのか、そのことを考えてもらうため、授業の中では、多少誘導的な問いかけも行った。そして、貧困や病気などの原因は必ずしも個人の責任にのみ帰するものではないし、またそのような問題を解決するのは個々人の努力だけでは限界があるのだということも確認していった。学習指導要領でも「社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりより社会の実現に努めること<sup>28</sup>」など、「集団や社会との関わりに関する」内容も求められており、学生にも社会的な問題への関心や視野を広げていってもらいたいと思う。

大学に進学して教員免許を取得しようとする学生の多くは、貧困や病苦などがあまり身近でない人生を送ってきた可能性が高い。そのような学生が教員になって、そうした辛さを抱える生徒や家庭に向きあった時、また、クラス全体がその問題に向き合う必要が生じた時、単に個人的な問題として痛みを共有したり、思いやりの気持ちで同情するだけでなく、根本的な問題解決に向けて思考していく能力を教員自身も身

に付けた上で、生徒にも考える機会を与えてもらいたいと考える。「特別の教科 道徳」もそのような機会になればいいと考える。

### 3) まとめ

「特別の教科 道徳」については、さまざまな意見があり、またその政治的意図に対して危惧する声も聞かれる<sup>29</sup>。そうした批判や危機意識に対しては、その歴史的経緯も踏まえて、道徳教育に関わる者であれば常に敏感であり続けなければならない。

しかし、一方で、実際の学校の中で陰湿ないじめ問題を筆頭にさまざまな課題があることも事実である。こうした学校を巡る問題を解決するためにも、新しい道徳の授業を活用していける教員を養成していくことが求められる。

今年度の授業では、参考文献に則って、道徳の機能として徳目そのものを問い返す機能を「立法家的機能」という表現で、また、多角的視点を「アナザーストーリー」という表現で強調して取り上げた。ここで取扱った「アナザーストーリー」は、主にマイノリティに対する視点と、社会的な背景や因果関係に対する視点である。将来授業を担当する学生自身の多角的な見方を増やす努力も、「道徳の指導法」の中で工夫されるべき事柄であると考え。特に、学生の中には、社会問題や政治を自分たちの生活とは切り離して捉える傾向がある者もあり、「広い視野」とはどのようなものであるのかを、考え、身に付けていってもらう必要もあると思う。

昨今、人権を侵害するような校則についても話題になっている。生徒は、従来の学校教育で重要視されてきた「ルールに対して耐えて従う力」だけではなく、「ルールそのものを考えて、自分たちに合わなければ変える力」も求められているのではないか。「特別の教科 道徳」は、やり方によっては、そうした力を育てる可能性を持つと考える。授業者が、この半期の授業を通じて学生たちに最も考えてもらいたかった事は、個々の学生が何の目的で道徳の授業を行うのか、ということである。もちろん、学習指導要領の目的に沿って行うのであるが、それとはまた別のレベルで、「道徳」という教科の指導者である教員が、自分なりに道徳教育の意味や必要性を理解し、それに基づく実践をしてもらいたいと考えている。将来的に道徳の授業を担当する学生一人一人が、「立法家的な視点」を持っていなければ、そこから道徳を学ぶ中学生が主体的に何かを学び取ることなど困難であると考えられるからだ。

講義の初期の頃に、道徳の教科化について学生と話し合った時、自分が受けてきた道徳教育を決して肯定的に捉えていないにも拘わらず、何かを「考える」時間が教科として確保される事に期待する反応が多かった。それとともに、自分が経験したことの無い授業をどうやって行えばいいのか、という不安の声も挙がっていた。「特別の教科 道徳」は、従来の道徳のイメージである徳目の押し付けや単なる活動主義に陥ることなく、学生やその次の世代といえる生徒たちが欲している「考える力」、そして「問題を打開していく力」をつける教科としていく必要があるだろう。そのために、「道徳の指導法」の授業では、徳目そのものを批判的に問い直すことを重要視した。しかし、学生に既に刷り込まれた徳目を疑ってもらい、その絶対性を揺り動かすことは容易ではなかった。徳目の問い直しをし、道徳的思考力を高めていく上では、これまで当たり前としてきたことに揺さぶりをかける必要があった。マイノリティの視点は、学校では無視され排除される危険性があり、またそれが欠ける事によっていじめに繋がることがあるのであるが、この少数者の目線に気付くことは、これまでの当り前を考え直すことに対し大きな手がかりとなった。また、問題が起きた時に個人の問題にのみ帰することなく、社会的な背景に目を向けることなどが意識されることでも、新たな視点を持つことにつながっていくであろう。

こうしたことを取り上げながら、視野を広げ、多角的な視点から、批判的に思考することなど、授業内で課題として掲げてきたが、より具体的な事柄として学生一人一人が、模擬授業などで表現できるよう、サポートを行っていくことが今後の課題である。

最後に、ここに全てのコメントを挙げることは出来なかったが、類似のコメントや興味深いコメントも多数あった。途中放棄した者も含む全ての学生が、真摯に授業に参加し授業を盛り上げてくれたことを感謝とともに報告したい。

### 註

- 1 平井美津子『教育勅語と道徳教育—なぜ、今なのか』日本機関紙出版センター、2017年、51頁。
- 2 教育再生実行会議「第一次提言」平成25年2月26日（首相官邸ホームページ [www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/.../dai1\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/.../dai1_1.pdf)）。
- 3 同前、2頁。
- 4 道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるため

- に〜」(文部科学省ホームページ [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1343013\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1343013_01.pdf))、3頁。
- 5 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道徳編』第1章 総則、125頁。
  - 6 第1回講義(2018年9月30日)の質問紙より。
  - 7 前掲、道徳教育の充実に関する懇談会、2～3頁。
  - 8 佐貫浩「特別の教科「道徳」の性格」教育科学研究会編集『教育』861号、2017年10月、5頁。
  - 9 第2回講義(2018年10月7日)の質問紙より。
  - 10 第2回講義(2018年10月7日)の質問紙より。
  - 11 第2回講義(2018年10月7日)の質問紙より。
  - 12 村井実『道徳は教えられるか』国土社、1990年、53～68頁。
  - 13 同前、69～72頁。
  - 14 同前、70頁。
  - 15 同前、77頁。
  - 16 前掲、文部科学省『中学校学習指導要領解説』、134頁。
  - 17 第4回講義(2018年11月4日)の質問紙より。
  - 18 小笠原喜康、朝倉徹編著『哲学する道徳-現実社会を捉えなおす授業づくりの新提案』東海大学出版部、2017年、8頁。
  - 19 第4回講義(2018年11月4日)の質問紙より。
  - 20 前掲、佐貫「特別の教科「道徳」の性格」、9頁。
  - 21 渡辺雅之『「道徳教育」のベクトルを変える—その理論と指導法』高文研、2018年、71頁。
  - 22 朝比奈大作『図書館員のための生涯学習概論』日本図書館協会、1998年、26頁。
  - 23 第9回講義(2018年12月2日)の質問紙より。
  - 24 第9回講義(2018年12月2日)の質問紙より。
  - 25 渡辺雅之『いじめ・レイシズムを乗り越える「道徳」教育』高文研、2014年、92～98頁。
  - 26 第10回講義(2018年12月9日)の質問紙より。
  - 27 第10回講義(2018年12月9日)の質問紙より。
  - 28 前掲、文部科学省『中学校学習指導要領解説』、135頁。
  - 29 佐貫浩『道徳性の教育をどうすすめるか—道徳の「教科化」批判』新日本出版社、2015年、神代健彦『特別の教科 道徳』の危険性と向き合う』『歴史評論』、2018年7月号、等。